

教育長説明要旨

令和8年3月6日

教育長の 今西 でございます。

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、県教育委員会が取り組んでおります施策の実施状況について、その概要を御説明申し上げます。

まず、学校教育における人権教育につきましては、令和6年3月に発生した教員による差別発言事件の反省をもとに、教職員が確かな人権感覚と知識をもち、児童生徒に対して正しい教育が実施できるよう、研修内容や体制の見直しを図ったところです。令和8年度から県立学校において、差別をなくすために生徒たちの考えを自ら深められる授業が行えるよう、教材や学習指導案等の開発、提供を行うとともに、教員が積極的に研修に励み、人権に関する知識を深め、指導力を高めていく仕組みづくりを推進してまいります。

次に、社会教育における人権教育につきましては、昨年10月から本年2月にかけて、社会教育関係者をはじめ地域住民やPTA関係者などを対象に、「人権教育地方別研修会」を県内3会場で実施し、のべ350人以上の参加者がありました。研修をとおして、こどもに関わる様々な方々の人権意識の向上に取り組みました。また、現在、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマにした人権学習パンフレットを作成しております。今後、教職員や保護者に配布し活用を促進することで、自己の価値観等に固執するのではなく、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲の醸成に努めてまいります。